

奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する規則（案）

奈良県教職員結核対策専門委員会規則（昭和二十八年六月奈良県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部改正）

2 教職員の結核性疾患に関する取扱規則（昭和五十五年一月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（以下「要休業者」という。）」、「（以下「要軽業者」という。）」及び「（以下「要注意者」という。）」を削る。

第七条を削る。

第八条を第七条とする。

第九条の見出しを「（健康診断書の提出）」に改め、**同条第三項を削り、同条を第八条とする。**

第十条を削る。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する規則</p>	<p>奈良県教職員結核対策専門委員会の廃止に伴い、関係する規則の廃止及び所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 奈良県教職員結核対策専門委員会規則の廃止 奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する。 (本則関係)</p> <p>2 施行期日等 (1) 公布の日から施行する。 (2) 教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部改正 (改正附則関係)</p>

奈良県教職員結核対策専門委員会規則を廃止する規則（案）
 教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部改正（附則第二項関係）

改正案	現行
<p>（精密検査受診の義務）</p> <p>第六条 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第十六条第一項の規定により、Aの区分に決定された者及びBの区分に決定された者は三月に一回、Cの区分に決定された者は六月に一回精密検査を受けなければならない。</p>	<p>（精密検査受診の義務）</p> <p>第六条 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第十六条第一項の規定により、Aの区分に決定された者（以下「要休業者」という。）及びBの区分に決定された者（以下「要軽業者」という。）は三月に一回、Cの区分に決定された者（以下「要注意者」という。）は六月に一回精密検査を受けなければならない。</p> <p>（専門委員会への諮問）</p> <p>第七条 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には奈良県教職員結核対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 要休業者、要軽業者又は要注意者と決定しようとする場合 二 要休業者に対して休職を命じようとする場合 三 結核性疾患による休職者の復職の可否を決定しようとする場合 <p>第八条 略</p> <p>（専門委員会への諮問）</p> <p>第九条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 略 3 県教育委員会は、前項により提出された健康診断書により結核の発病のおそれがあると認める者について、専門委員会に諮問しなければならない。 <p>（専門委員会の答申）</p> <p>第十条 専門委員会は、次の区分により、県教</p>
<p>第七条 略</p> <p>（健康診断書の提出）</p> <p>第八条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 略 	<p>第八条 略</p> <p>（専門委員会への諮問）</p> <p>第九条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 略 3 県教育委員会は、前項により提出された健康診断書により結核の発病のおそれがあると認める者について、専門委員会に諮問しなければならない。 <p>（専門委員会の答申）</p> <p>第十条 専門委員会は、次の区分により、県教</p>

改
正
案

現
行

育委員会に答申するものとする。

「甲」 健康であつて就業に適する者

「乙」 一部に異常を認められるが、特定の
業務については就業に支障がない者

「丙」 疾病異常を認めて就業に適しない者